

警報発令下における対応措置

和歌山県立新宮高等学校(全日制)

1 暴風警報・大雨警報・洪水警報（以下警報）のいずれかが発令された場合

(1) 平常日

① 午前7時の時点で、新宮市に警報が発令されているときは、全校生徒は家庭学習(家庭待機)とする。

② 午前7時の時点で、居住地に警報が発令されているときは、該当生徒は家庭学習(家庭待機)とする。

※ 上記①、②において洪水警報のみの発令下で、公共交通機関の運行状況や周辺の天候状態から生徒の安全が確保できると判断した場合は、午前中から授業を開始することもある。その際の各家庭への連絡は、学校からのメール配信及びホームページに掲載する。

③ 午前10時までに新宮市及び居住地で警報が解除されたときは、交通状況や身の安全を確認したうえで、その日の授業準備をして速やかに登校すること。

ただし、午前10時の時点で警報が解除されていないときは臨時休校とする。

④ 登校後、警報が発令された場合は別途指示する。

(2) 定期考査時

① 午前7時の時点で、新宮市・東牟婁郡・田辺市本宮町のいずれかの地域に警報が発令されているときは、全校生徒家庭学習(家庭待機)とする。

ただし、三重県のみ警報が発令されている場合は、考査を実施する。

② その日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。

③ 登校後、警報が発令された場合は別途指示する。

2 地域の状況、交通機関の不通等により登校不可能な場合

地域により、気象状況・交通機関の不通等で登校不可能の時は、学校に連絡のうえ家庭学習(家庭待機)とする。[公欠扱い]

3 各種警報・注意報の場合

市役所または町村役場による避難勧告・命令等に従い、自ら安全確保に努めること。

4 授業時間の確保について

警報等、非常変災によって、休校の措置をとった場合、振替授業を行う等、授業時間確保の処置を講ずる。

令和4年8月29日改訂